

奈良市監査委員告示第17号

地方自治法第242条第9項の規定により必要な措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成21年9月3日

奈良市監査委員	吉田	肇
同	中和田	守
同	北	良晃
同	山中	益敏

奈福長福第66号

平成21年8月31日

奈良市監査委員 様

奈良市長 仲川元庸

住民監査請求の監査結果に対する措置について（通知）

平成21年7月30日付け奈監第75号で勧告のあったこのことについて、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。

記

1 措置すべき内容

奈良市老春手帳優遇措置実施要綱による老春手帳優待乗車証の交付を受けた者の運送に関する契約書第2条第1項第2号における通用区間についての解釈が契約先である奈良交通株式会社と異なっているため、通用区間の範囲を明確にするための措置を講じること。

## 2 講じた措置

上記勧告を受け、市と奈良交通株式会社が平成21年4月1日付で締結した、奈良市老春手帳優遇措置実施要綱による老春手帳優待乗車証の交付を受けた者の運送に関する契約書第2条第2号に規定する通用区間について、別紙のとおり平成21年8月28日付けで覚書を締結しました。

## 覚 書

奈良市（以下「甲」という。）と奈良交通株式会社（以下「乙」という。）が平成21年4月1日付で締結した、奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱による老春手帳優待乗車証（以下「優待乗車証」という。）の交付を受けた者の運送に関する契約の第2条第2号に規定する通用区間について、甲と乙は次のとおり覚書を締結する。

第1条 優待乗車証の通用区間における路線ごとの最も遠方の停留所を別紙「老春手帳優待乗車証市内エリア図」（以下「エリア図」という。）のとおり定める。

第2条 エリア図に変更が生じる場合は、乙は、あらかじめ文書により甲の承認を得なければならない。

第3条 この覚書は、本覚書締結日以後の運送に適用し、同日前の運送については、なお従前の例による。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年8月28日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市  
奈良市長 仲川元庸

乙 奈良市大宮町一丁目1番25号  
奈良交通株式会社  
取締役社長 中村憲兒

老春手帳優待乗車証市内エリア図

平成21年 8月28日現在

(引紙)

で囲まれたエリア内の利用、エリア内からエリア外の利用は、1乗車100円で利用できます。 ●は、路線ごとの最も遠方の停留所  
 ※エリア外からエリア外の利用は片道運賃となりますが、優待乗車証からの引き落としはできません。  
 ※高速バス、空港リムジンバス、深夜急行バス、定期観光バスには優待乗車証で乗車できません。  
 の路線は、学校の行事予定により、運行日、運行時間が変更されますのでご了承下さい。

